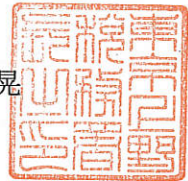


東京都台東区台東一丁目10番9号

東京アサヒグローバル株式会社

代表取締役 寺坂 旭 殿

東京上野税務署長 山田 晃



酒 類 販 売 業 免 許 通 知 書

令和3年10月20日付で申請のあった東京都台東区台東一丁目237番1ルート台東ビル3階(別紙図面に記載の酒類販売場の位置)の酒類販売業免許については、下記条件を付けて令和3年12月14日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

記

- 1 卸売については、自己が輸出し又は輸入した酒類に限る。
- 2 小売のうち、通信販売については次によること。
 - (1) 販売する酒類の範囲は、輸入酒類に限る。
 - (2) 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等(インターネット等によるものを含む。)を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。